

令和6年3月27日（水）午後1時30分

石川県教育・自治会館

警備業務委託

仕様書ほか

石川県教育・自治会館警備業務仕様書

委託契約書第4条に定める仕様書の事項は、下記に掲げるとおりとし、業務の実施に当たっては、会館管理者又は会館管理者の指定する監督員の指示のもとに密接な連携を保ち、防火管理、犯罪事故等の防止に心がけるものとする。

1 委託業務の期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日までとする。

2 委託警備員

(1) 開館期間における警備

7時30分から23時まで警備員1名が常駐するものとする。

夜間にホール開演等で会館利用者の多い日について、甲が乙に臨時的警備を指示した場合は17時から22時まで1名増員するものとする。

(2) 休館日期间（令和6年12月29日から令和7年1月3日まで）の警備体制については、双方協議して定める。

(3) 書類の提出

警備員の住所等必要事項を記入した書類を会館管理者に提出しなければならない。

3 委託警備員の勤務時間及び勤務内容

(1) 勤務時間

7時30分から23時までとする。

(2) 勤務内容

① 館内警備及び巡視

ア 夜間における館内巡視回数及び時間は原則として、22時から23時までの間とする。

イ 巡視中に各種事故等を発見した場合、確認するとともに担当職員に連絡し、適切な処理をとらなければならない。

ウ 巡視中には、喫煙、飲食、歌う等の行為をしてはならない。

エ 正当でない場所にある物品は、これを調査のうえ、担当職員に連絡し、適切な処理をとらなければならない。

オ 火災を発見したときは、ただちに電話により消防署、担当職員に急報するとともに、消防車到着まで現場に居合わせた者と協力して消火しなければならない。

カ 犯罪発生と認定される場合は、その状況により、担当職員、警察署に急報し、適切な処理をとらなければならない。

キ ガス器具仕様箇所は、コックが止まっているか点検しなければならない。

② 駐車輛管理

ア 駐車希望者に対して進入路の指示及び停止（駐車）場所の指示を行わなければならない。その場合、車間距離を十分とることを運転者に指示すること。

イ 会館前敷地内及び専用駐車場における車輛等の盗難、悪戯の不法行為を取り締まること。

ウ 会館前敷地内歩道における不法駐車の排除を行い、会館付近に所在する駐車

場を利用することを教示するなど適切な処理を指導する。

エ 警備員自ら駐車場進入を目的とする車輛運転を代行してはならない。また、依頼を受けても、これを行ってはならない。

オ 勤務中に各種事故・火災等を発見した場合、確認すると共に、担当職員に連絡し適切な処理をとらなければならない。

カ 勤務中に飲食、鼻歌を歌う等の行為をしてはならない。

キ 警備員は、会館職員の除雪作業に協力しなければならない。

(3) (1)の規定にかかわらず、時期等により必要がある場合は、会館管理者と協議のうえ、時間等別途定めることができるものとする。

(4) 防火・防犯

① 警備員は、防火・防犯に対する知識を高めるとともに、これらに対する処理を十分に把握しなければならない。

② 初期消火に最も威力を発揮する消火器あるいは消火栓の設置場所はすべて了知しておかなければならず、その取り扱いにも精通していなければならない。

③ 警備員は、侵入者や潜伏者のなきよう注意しなければならない。

(5) その他

① 警備員は、職務上知り得た秘密は他に漏らしてはならない。

② 本仕様書に関し疑義が生じたときは、会館管理者と協議のうえ定めるものとする。

4 警備業務心得

(1) 総則

① 警備員は、警備の職責の重要性を自覚し、常に厳正誠実なるサービスを行い操行言語を慎み、来客に接するときは、丁寧なる業務を行うものとする。

② サービスにあたっては、所定の服を着用し、雑談したり、勤務を怠ってはならない。言語は、明瞭かつ親切丁寧でなければならない。特に電話での応答は品位を傷つけることのないよう注意しなければならない。

また、勤務の引継は確実に秩序ある引継を行うとともに、館内に無用の者は絶対に入館及び駐車させてはならず、任意に外出してはならない。

(2) 勤務

① 警備員の勤務は、見張り巡視及び駐車輛管理とし、館内出入り者に挙動不審者を認めたとときは、これを確かめ、臨機の処置をとらなければならない。

② 警備員は、別に定める警備日誌に必要事項を記入し、担当職員に引き継ぎしなければならない。

委 託 契 約 書 (案)

公益財団法人 石川県文教会館 (以下「甲」という。) と (以下「乙」という。)
との間に、次のとおり委託契約を締結する。

(信義誠実の原則)

第1条 甲乙双方は、信義を重んじ誠実に本契約を履行しなければならない。

(委託事業)

第2条 甲は乙に対し、石川県教育・自治会館警備業務 (以下「委託事業」という。) の執行を委託する。

(委託期間)

第3条 委託期間は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間とする。

(委託事業の執行)

第4条 乙は、委託事業の執行に当たっては、別紙仕様書に基づき行うものとする。

(委託料)

第5条 甲は、乙に対し委託料として年額 円を支払うものとする。

うち、取引に係る消費税額及び地方消費税額は 円とする。(「取引に係る消費税額及び地方消費税額」は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定により算出したもので、委託料に10/110を乗じて得た金額である。)

2 また、甲が乙に対し臨時的警備を指示する場合は、委託料として時間単価 円を支払うものとする。うち、取引に係る消費税額及び地方消費税額は 円とする。

(委託料の支払)

第6条 甲は、第7条第2項の規定によって、委託料請求書を受理したときは、その日から30日以内に請求にかかる委託料を支払わなければならない。

2 前項に定める期限までに、甲が委託料を乙に支払わないときは、甲は、期限の翌日から支払った日までの日数に応じ、その金額につき年2.5パーセントの割合で計算した遅延利息を乙に支払うものとする。ただし、当該金額が100円未満である場合に、これを支払うことを要せず、100円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

(委託業務執行結果報告書)

第7条 乙は、委託業務の執行を完了したときは、その結果を記載した報告書 (以下「委託業務執行結果報告書」という。) に委託料請求書を添えて甲に提出しなければならない。

2 甲は、前項の規定によって委託業務執行結果報告書及び委託料請求書の提出を受けたときはこれを検討し、適当と認めたときはこれを受理するものとする。

(委託料の前金払)

第8条 乙は、第5条に定める委託料を次の条件で前金払を甲に請求することができる。

2 乙は前項により前金払を請求しようとするときは、甲に前金払請求書を提出しなければ

ならない。

- 3 甲は、前項により委託料前金払請求書の提出を受けたときには、これを検討し、適当と認めるときはこれを受理し、前金払するものとする。
- 4 なお、前三項にかかわらず、最終の支払月に係る委託料については前金払をしないものとする。

支払年月	金額（円）	支払年月	金額（円）
令和 6年 4月		令和 6年10月	
令和 6年 5月		令和 6年11月	
令和 6年 6月		令和 6年12月	
令和 6年 7月		令和 7年 1月	
令和 6年 8月		令和 7年 2月	
令和 6年 9月		令和 7年 3月	

（委託料の減額）

第9条 甲は、乙が委託事業の一部を執行しなかったときは、委託料の一部を減額することができる。

（事業の経理）

第10条 乙は、委託事業の経理を明確に記載した独立の帳簿によって、委託事業の経理を厳正に行わなければならない。

（故意又は重大な過失による損害賠償責任）

第11条 甲は、乙が委託業務を行う際に、甲の建物設備及び器材等に損害を与えた場合で、故意又は過失であると認められたときは、乙に対して損害賠償を請求できるものとし、乙は甲の請求する損害賠償に応じなければならない。

- 2 乙は、委託事業の執行中に第三者に損害を与えたときは、甲の責任に帰する理由による場合のほか、乙は一切自己のその責任においてこれを解決しなければならない。

（契約の解除）

第12条 甲は、次の各号の一に該当するときは本契約を解除することができる。

- (1) 乙が、本契約の条項に違反したとき
 - (2) 乙が甲の承諾なしに、本契約によって生じた権利又は義務を第三者に委託し又は請負わせ若しくは譲渡したとき
 - (3) 乙が委託事業の執行が著しく困難になったこと、その他やむを得ないと認められる事由によって本契約の解除を申し入れたとき
- 2 前項の規定によって本契約が解除されたときは、乙は甲に対してその損害の賠償を求めることができない。
 - 3 乙は、第1甲の規定により契約が解除されたときは、契約金額の100分の10に相当する違約金を甲に支払うものとする。
 - 4 甲又は乙が、この契約を解除しようとするときは、原則として30日前までに通知するものとする。

(調査)

第13条 甲は、委託事業の処理状況について随時調査し、必要な報告を求め、監督することができるとともに、必要な指示をすることができる。

(機密漏洩の禁止)

第14条 乙は、委託業務実施中に知り得た機密および甲の行政事務等で一般に公表されていない事項を漏らしてはならない。

(業務員の勤務用件)

第15条 乙は、業務員の服務、福利厚生及び保険衛生の維持等に関しては、一切の責任を負うとともに、甲が不相当と認めた業務員については、使用してはならないものとする。

2 乙は、業務員が業務に従事するときは、一定の服装及び名札を着用させ、乙の業務員であることを明確にし、常に清潔を保持しなければならない。

(再委託の禁止)

第16条 乙は、委託業務の実施を第三者に再委託し、又は下請けさせてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承認を受けたときは、この限りではない。

(疑義の決定)

第17条 本契約に関し疑義を生じたときは、その都度甲乙協議のうえ定めるものとする。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

令和6年4月1日

甲 金沢市尾山町10番5号
公益財団法人 石川県文教会館
理事長

乙

石川県教育自治会館

